# 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則 （平成二十六年農林水産省令第十五号）

#### 第一条（農地中間管理機構の指定の申請）

農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「法」という。）第四条の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

* 一  
  名称及び住所並びに代表者の氏名
* 二  
  事務所の所在地

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

* 一  
  定款
* 二  
  登記事項証明書
* 三  
  農地中間管理事業の実施に関する計画として組織及び運営に関する事項を記載した書類
* 四  
  申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書であって農地中間管理事業に係る事項とそれ以外の事業に係る事項とを区分したもの
* 五  
  役員の氏名及び略歴を記載した書類
* 六  
  指定申請者が一般社団法人である場合にはその社員の氏名及び略歴（社員が法人である場合には、その法人の名称）、指定申請者が一般財団法人である場合にはその評議員の氏名及び略歴を記載した書類
* 七  
  現に行っている業務の概要を記載した書類
* 八  
  指定の申請に係る意思の決定を証する書類
* 九  
  その他参考となる事項を記載した書類

#### 第二条（名称等の変更の届出）

法第五条第二項の規定による届出をしようとする農地中間管理機構は、次に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

* 一  
  変更後の名称若しくは住所又は農地中間管理事業を行う事務所の所在地
* 二  
  変更しようとする日
* 三  
  変更の理由

#### 第三条（委員の任命の認可の申請）

農地中間管理機構は、法第六条第三項の規定により農地中間管理事業評価委員会の委員を任命しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に当該任命に係る者の就任承諾書を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

* 一  
  任命しようとする者の氏名及び略歴
* 二  
  任命の理由

#### 第四条（役員の選任又は解任の認可の申請）

農地中間管理機構は、法第七条第一項の規定により役員の選任又は解任の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

* 一  
  選任に係る者の氏名及び略歴又は解任に係る者の氏名
* 二  
  選任又は解任の理由

##### ２

前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書を添付しなければならない。

#### 第五条（農地中間管理事業規程の記載事項）

法第八条第二項第七号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

* 一  
  農用地等について借受けを希望する者の募集の方法に関する事項
* 二  
  法第二十条第一号の相当の期間の基準
* 三  
  農地中間管理事業に係る業務の委託の実施基準
* 四  
  その他農地中間管理事業の実施に関し必要な事項

#### 第六条（土地改良事業の説明）

法第八条第三項第四号ハ及び第五号ロに規定する説明は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業が行われることがあることを記載した書面の交付により行うものとする。

#### 第七条（事業計画等の認可の申請）

農地中間管理機構は、法第九条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、申請書に事業計画書及び収支予算書を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

##### ２

法第九条第二項の農林水産省令で定める事項は、法第二条第三項各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項とする。

#### 第八条（事業計画書等の変更の認可の申請）

農地中間管理機構は、法第九条第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

#### 第九条（帳簿の備付け等）

法第十一条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

* 一  
  農地中間管理権を取得した農用地等ごとの次に掲げる事項
* 二  
  農地中間管理事業に係る業務を委託した場合にあっては、委託契約ごとの次に掲げる事項

##### ２

前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ農地中間管理機構において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

##### ３

農地中間管理機構は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から十年間保存しなければならない。

* 一  
  第一項第一号イからトまでに掲げる事項  
    
    
  トに掲げる日
* 二  
  第一項第一号チに掲げる事項  
    
    
  当該業務に要した費用の回収が終了した日
* 三  
  第一項第二号に掲げる事項  
    
    
  当該委託契約が終了した日

#### 第十条（事業の休廃止の認可の申請）

農地中間管理機構は、法第十四条第一項の規定により農地中間管理事業の全部又は一部の休止又は廃止の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

* 一  
  休止し、又は廃止しようとする農地中間管理事業の内容
* 二  
  休止し、又は廃止しようとする年月日
* 三  
  休止しようとする場合にあっては、その期間
* 四  
  休止又は廃止の理由

#### 第十一条（募集の方法等）

法第十七条第一項の規定による借受けを希望する者の募集は、毎年一回以上定期的に、原則として、当該募集の開始の日から三十日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

##### ２

法第十七条第一項の農林水産省令で定める基準は、市町村の区域又は市町村内の町若しくは字その他の区域であることとする。

##### ３

法第十七条第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

#### 第十二条（農用地利用配分計画の作成等）

農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画を定めようとするときは、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることを旨として、当該農用地利用配分計画の作成の時期等につき適切な配慮をするものとする。

##### ２

農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可を受けようとするときは、当該農用地利用配分計画に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

* 一  
  次に掲げる事項（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権の設定等を受ける場合にあっては、ヘに掲げる事項）を記載した書類
* 二  
  賃借権の設定等を受ける者のうちに法人（地方公共団体及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人を除く。第十九条第二項第一号において同じ。）が含まれる場合には、その定款又は寄附行為の写し
* 三  
  賃借権の設定等を受ける者のうちに農地所有適格法人（農事組合法人又は株式会社であるものに限る。）が含まれる場合には、その組合員名簿又は株主名簿の写し
* 四  
  賃借権の設定等を受ける者のうちに承認会社を構成員とする農地所有適格法人が含まれる場合には、その構成員が承認会社であることを証する書類及びその構成員の株主名簿の写し
* 五  
  賃借権の設定等を受ける者のうちに農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第二条第二項第三号に規定する法人が含まれる場合には、その法人が農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）第十六条第二項の要件を満たしていることを証する書類
* 六  
  賃借権の設定等を受ける土地が法第十八条第五項第六号イに掲げる土地に該当する場合には、農地法施行規則第五十七条の五に掲げる事項を記載した書類及び同規則第五十七条の四第二項に掲げる書類
* 七  
  賃借権の設定等を受ける土地が法第十八条第五項第六号ロに掲げる土地に該当する場合には、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）第三十四条第一項に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に掲げる図面
* 八  
  その他参考となるべき書類

##### ３

前項の規定にかかわらず、農地中間管理機構は、次の各号に掲げる場合には、同項の農用地利用配分計画にその旨を記載してそれぞれ当該各号に定める書類の添付を省略することができる。

* 一  
  現に農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者に、当該権利に係る農用地等（以下この号において「対象農用地等」という。）について再度賃借権又は使用貸借による権利の設定を行おうとする場合（その者が賃借権の設定等を受ける農用地等が対象農用地等のみである場合に限る。）  
    
    
  その者に係る前項第一号（ロを除く。）に掲げる書類
* 二  
  法第十八条第七項の規定による公告があった他の農用地利用配分計画（当該農地中間管理機構が定めたものに限る。）の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者に再度賃借権の設定等を行おうとする場合であってその者に係る前項第二号又は第五号に掲げる書類の内容に変更がないとき  
    
    
  当該書類
* 三  
  法第十九条第三項の規定により意見を聴かれた農業委員会が、賃借権の設定等を受ける者が農地所有適格法人であると認めた場合  
    
    
  その者に係る前項第一号ロ、第三号及び第四号に掲げる書類

#### 第十三条（意見聴取の方法）

法第十八条第三項の規定による利害関係人からの意見の聴取は、口頭、書面又はインターネットを利用する方法その他の方法により行うものとする。

#### 第十四条（賃借権の設定等に関する要件が緩和される場合）

農地中間管理事業の推進に関する法律施行令第二条第四号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合（第一号から第三号までに掲げる場合であって、法第十八条第二項第二号に規定する土地（以下この条において「対象土地」という。）を別表の上欄に掲げる土地として利用するため賃借権の設定等を受けるときにあってはその者が賃借権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなるときに限り、第四号又は第五号に掲げる場合にあってはその者が賃借権の設定等を受けた後において対象土地を効率的に利用することができると認められることとなるときに限る。）とする。

* 一  
  耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が、対象土地を農用地以外の土地として利用するため賃借権の設定等を受ける場合
* 二  
  農業協同組合法第七十二条の十第一項第二号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人であるものを除く。）が、対象土地を農用地以外の土地として当該農事組合法人が行う事業に供するため賃借権の設定等を受ける場合
* 三  
  生産森林組合（森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第九十三条第二項第二号に掲げる事業を行うものに限る。）が、対象土地を農用地以外の土地として同号に掲げる事業に供するため賃借権の設定等を受ける場合
* 四  
  土地改良法第二条第二項各号に掲げる事業（同項第六号に掲げる事業を除く。）を行う法人が、対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該事業に供するため賃借権の設定等を受ける場合
* 五  
  農業近代化資金融通法施行令（昭和三十六年政令第三百四十六号）第一条第六号、第八号又は第九号に掲げる法人が、対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該法人の行う事業に供するため賃借権の設定等を受ける場合

#### 第十五条（通知等の方法）

法第十八条第七項の規定による通知は、同条第一項の認可をした年月日を記載した通知書に同項の規定による公告をしようとする農用地利用配分計画を添付してするものとする。

##### ２

第十三条の規定は、法第十八条第七項の規定による公告について準用する。

#### 第十六条（農用地の利用の促進を行う者の基準）

法第十九条第一項の農林水産省令で定める基準に適合する者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

* 一  
  農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に存する同法第二条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体である農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人であること。
* 二  
  次に掲げる事業のいずれかを継続的に実施していること。

#### 第十七条（農用地等の利用状況の報告）

法第二十一条第一項の報告は、同条第二項第一号の解除をすることができる場合に該当するかどうかの判断に必要な限度において、書面により求めることができる。

##### ２

農地中間管理機構は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示して行うものとする。

#### 第十八条（委託することができない業務）

法第二十二条第一項の農林水産省令で定める農地中間管理事業に係る業務は、次に掲げるものとする。

* 一  
  農地中間管理権の取得の決定
* 二  
  農用地等について借受けを希望する者の募集及びその結果の公表
* 三  
  法第二条第三項第三号に掲げる業務の実施の決定
* 四  
  事業計画、収支予算、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の作成

#### 第十九条（農地中間管理機構の業務の一部委託の承認の申請）

農地中間管理機構は、法第二十二条第二項の規定により業務の一部を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

* 一  
  委託しようとする者の氏名又は名称及び住所
* 二  
  委託しようとする業務の内容
* 三  
  委託の期間
* 四  
  その他必要な事項

##### ２

委託しようとする者が法人である場合には、前項の申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

* 一  
  委託しようとする法人の定款又は寄附行為
* 二  
  委託しようとする法人（登記がされている法人に限る。）の登記事項証明書

#### 第二十条（法第二条第三項第三号に掲げる業務のうち軽微なもの）

法第二十二条第二項第一号の農林水産省令で定める軽微な業務は、農地中間管理権を有する農用地等に係るけい畔及び法面の修繕とする。

#### 第二十一条（その他の軽微な業務）

法第二十二条第二項第三号の農林水産省令で定める軽微な業務は、次に掲げるものとする。

* 一  
  窓口業務
* 二  
  賃料の収受及び支払に係る業務
* 三  
  農地中間管理権を有する農用地等に関する情報の整理に係る業務
* 四  
  広報に係る業務

#### 第二十二条（農業者等による協議の場の設置の方法等）

法第二十六条第一項の規定による協議の場の設置は、定期的に、幅広く農業者その他の当該区域の関係者の参加を求めて行うものとする。

##### ２

市町村は、法第二十六条第一項の規定により協議の場を設けようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を公表するよう努めるものとする。

##### ３

市町村は、法第二十六条第一項の規定により協議の結果を取りまとめようとするときは、当該市町村において効率的かつ安定的に農業経営を営む者その他の者によって構成する会議を設け、その意見を聴くものとする。

##### ４

法第二十六条第一項の規定による公表は、次に掲げる事項について、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

* 一  
  協議の場を設けた区域の範囲
* 二  
  協議の結果を取りまとめた年月日
* 三  
  当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
* 四  
  当該区域における農業の将来の在り方
* 五  
  当該区域における農地中間管理事業の活用方針

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この省令は、法の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

# 附則（平成二八年一月二九日農林水産省令第六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附則（平成二八年三月二八日農林水産省令第一九号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附則（平成二九年三月一日農林水産省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二九年七月一八日農林水産省令第四一号）

この省令は、土地改良法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十九号）の施行の日から施行する。

# 附則（平成三〇年五月三一日農林水産省令第三五号）

この省令は、平成三十年七月一日から施行する。

# 附則（令和元年九月一一日農林水産省令第二八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和元年十一月一日）から施行する。  
ただし、第二条、第四条、第六条から第八条まで及び第十条から第十五条までの規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。